〔　議事録（例）　〕

社会福祉法人○○○会　（定時）評議員会議事録

１　招集通知年月日　令和○○年○○月○○日（○曜日）

２　開催日時　　　　令和○○年○○月○○日（○曜日）

　　　　　　　　　　午前(午後)○○時から午前(午後)○○時まで

３　開催場所　　　　社会福祉法人○○会会議室

４　出席者　　　　　評議員総数　○名

　　　　　　　　　　評議員出席者　○名

　　　　　　　　　　　○○○○　○○○○　○○○○　○○○○　○○○○　○○○○

　　　　　　　　　　理事出席者　○名

　　　　　　　　　　　理事長　　○○○○

　　　　　　　　　　（常務理事　○○○○）

　　　　　　　　　　　理　　事　○○○○　○○○○

　　　　　　　　　　監事出席者　○名

　　　　　　　　　　　○○○○　○○○○

　　　　　　　　　　（会計監査人　○○○○）

　　　　　　　　　　その他出席者　〇名

事務局長○○○○　施設長○○○○

５　欠席者　　　　　○名　○○○○

６　議　題

第１号議案　○○○○について

第２号議案　○○○○について

７　議　長　　　　　○○○○

８　議事録作成者　　○○○○

９　議事の経過の要領及びその結果

　　　理事長のあいさつの後、開会を宣言した。

（定款第○条第○項の規定により）議長選出について出席評議員に諮ったところ、○○○評議員が議長に選出された。

　（議事に先立ち、〇〇〇議長は出席評議員に対し各議案の決議について除かれるべき特別の利害関係を有するかどうかを尋ね、全ての議案について特別の利害関係を有する評議員がいないことを確認した。また、）○○○議長は定款第○条第○項の規定により議事録署名人を指名したい旨を述べたところ、全員異議なく賛成したので、下記両名の評議員を議事録署名人として指名し、議事に入った。

　　　　　評議員　○○○○　　　評議員　○○○○

(１)第１号議案　○○○○について

○○理事(長)より別紙の議案書に基づき説明がされ、議長により出席評議員に質疑等の意見がないか求めたところ、下記のとおり質疑があった。

○○○評議員

質問内容を記載

○○○理事(長)

回答内容を記載

他に質疑がなかったので、出席評議員に賛否を諮ったところ、出席全評議員の承認を得て原案の通り議決した。

(２)第２号議案　○○○○について

○○理事(長)より別紙の議案書に基づき説明がされ、議長により出席評議員に質疑等の意見がないか求めたところ、特に質疑がなかったので、賛否を諮ったところ、出席全評議員の承認を得て原案の通り議決した。

９　報告事項

令和○○年度の事業報告について

○○理事(長)より別紙「令和○○年度事業報告書」により説明がなされ、これを了承した。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午前(午後)○時に閉会した。

上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、定款第〇条第〇項の規定により議事録を作成し、次のとおり署名する。

令和○○年○○月○○日

社会福祉法人○○会　（定時）評議員会

議　長　　　　　　○○○○　㊞

評議員（署名人）　○○○○　㊞

評議員（署名人）　○○○○　㊞

※定款で議事録署名人を「出席した評議員及び理事」とした場合は、出席した評議員及び理事全員の署名押印が必要。

参考

社会福祉法第45条の11（議事録）

評議員会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

社会福祉法施行規則第2条の15（評議員会の議事録）

法第45条の11第1項の規定による評議員会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

２　評議員会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

３　評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一　評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)

二　評議員会の議事の経過の要領及びその結果

三　決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏

　名

 　　 四　次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ　法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第1項(法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合を含む。)

ロ　法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第2項(法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合を含む。)

ハ　法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第102条

ニ　法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条第3項

ホ　法第45条の19第6項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第1項

ヘ　法第45条の19第6項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第2項

五　評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

六　評議員会の議長が存するときは、議長の氏名

七　議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

４　次の各号に掲げる場合には、評議員会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

一　法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の規定により評議員会の決議があつたものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ　評議員会の決議があつたものとみなされた事項の内容

ロ　イの事項の提案をした者の氏名

ハ　評議員会の決議があつたものとみなされた日

ニ　議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

二　法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第195条の規定により評議員会への報告があつたものとみなされた場合　次に掲げる事項

イ　評議員会への報告があつたものとみなされた事項の内容

ロ　評議員会への報告があつたものとみなされた日

ハ　議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

評議員会における法定決議事項

・理事、監事、会計監査人の選任（法第43条）

・理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★

・理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条）

・理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部免除：第113条第1項）★

・役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項）

・計算書類の承認（法第45条の30第2項）

・定款の変更（法第45条の36第1項）★

・解散の決議（法第46条第1項第1号）★

・合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）★

・社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項）

・その他定款で定めた事項

★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項